

人口動態統計のICD-11 準拠の統計分類適用に係る ワーキンググループ

中間まとめ(第1回ワーキンググループの検討結果)(案)

令和8(2026)年〇月
人口動態統計のICD-11 準拠の統計分類適用に係る
ワーキンググループ

目次

人口動態統計の ICD-11 準拠の統計分類適用に係るワーキンググループ	- 1 -
I はじめに	- 3 -
II 検討スケジュール	- 4 -
III 検討の概要	- 5 -
III-1 人口動態統計で用いる各種死因分類表について	- 5 -
(1) 人口動態統計で用いる各種死因分類表の種類に関する方針について	- 5 -
(2) 各種死因分類表の内容の検討に当たっての方針案について	- 7 -
(3) 『死因簡単分類表』について	- 8 -
(4) 『死因基本分類表』について	- 12 -
(5) 『選択死因分類表』について	- 14 -
(6) 『死因年次推移分類表』について	- 16 -
(7) 『乳児死因簡単分類表』について	- 18 -
(8) 『死因順位に用いる分類項目』・『乳児死因順位に用いる分類項目』について	- 20 -
(9) 『感染症分類表』について	- 24 -
III-2 ブリッジコーディングについて	- 25 -
(1) ブリッジコーディングについて	- 25 -
IV おわりに -今後の進め方-	- 26 -
V 参考資料	- 27 -

I はじめに

人口動態調査は、国勢調査と並ぶ我が国の基幹的な人口調査であり、その結果は、厚生労働省が作成する生命表、総務省が作成する人口推計、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をはじめとして、関係各方面において幅広く利活用されている。

厚生労働省では、我が国の人団動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的として人口動態調査を実施している。

現在、人口動態統計の死因分類は世界保健機関（以下「WHO」という。）が勧告する疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂版（以下「ICD-10」という。）準拠の統計分類を用いており、今後のICD-11準拠の統計分類の告示に伴い、政策的活用及びユーザーニーズに鑑み、これまでのICD-10と同様の結果（死因分類表の種類及び死因分類項目の粒度）を継続的に提供することが不可欠であることから、人口動態統計におけるICD-11での死因分類の表章について検討する必要がある。

また、人口動態統計の死因統計におけるICD-11適用の影響把握のため、同一の調査票データにICD-10とICD-11のコードを付与して新旧分類による集計比較を行う、いわゆるブリッジコーディングを行うため、その技法について検討する必要があることから、専門家の知見等を得て検討を進めるため、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループ」（以下「本ワーキンググループ」という。）を設置し、検討を行った。

本ワーキンググループは、令和7（2025）年10月22日から検討を開始し、令和8（2026）年度中に一定の検討結果を得ることとしている。本中間まとめは、第1回ワーキンググループで検討した、人口動態統計で用いる各種死因分類表に係る方針及び各種死因分類表の内容の検討結果を取りまとめたものである。

なお、議論を進め、令和8（2026）年9月までに取りまとめる報告書において最終結果を示すこととしている。

II 検討スケジュール

おおむね 3 か月に 1 回の頻度で開催し、令和 7 (2025) 年度末に中間まとめ、令和 8 (2026) 年 9 月までに検討内容についての結論を得る。

回	時期	検討内容
第 1 回	令和 7 年 10 月 22 日	<ul style="list-style-type: none">・ 人口動態統計で用いる各種死因分類表に係る方針の検討・ 各種死因分類表の内容の検討・ その他
第 2 回	令和 8 年 2 月 9 日	<ul style="list-style-type: none">・ 各種死因分類表の内容の検討 (感染症分類表、死因基本分類表等)・ ブリッジコーディングの技法の検討・ 人口動態統計の ICD-11 準拠の統計分類適用に係るワーキンググループ中間まとめ（案）について・ その他
第 3 回	令和 8 年 5 月	<ul style="list-style-type: none">・ ブリッジコーディングの技法の検討・ 人口動態統計の ICD-11 準拠の統計分類適用に係るワーキンググループ報告書（案）について

※ 開催回数や検討内容などは現時点の予定であり、本ワーキンググループの検討状況によって変更が生じる場合がある。

III 検討の概要

III-1 人口動態統計で用いる各種死因分類表について

【課題】

人口動態統計に ICD-10 を初めて適用した平成 7（1995）年から約 30 年ぶりに大規模な統計基準の改正が行われ、令和 8（2026）年 1 月に告示される「基本分類表」「死因分類表」を人口動態統計に適用することとなる。ICD-11 の適用に当たり、人口動態統計の死因統計で用いる各種分類表について、統計の整合性・継続性、政策的活用の観点から検討する必要がある。

（1） 人口動態統計で用いる各種死因分類表の種類に関する方針について

① 検討の方向性

人口動態統計では、利用目的に応じて複数の死因分類表を作成し、それぞれの分類表に基づいて死亡数を公表している。これらの分類表は、政策分析、国際比較、行政施策の立案など、目的に応じて適切に使い分けられており、統計利用者にとって重要な役割を果たしている。

ICD-11 への移行に伴い、死因分類体系が大きく変わるもの、統計の継続性の観点から現行と同様の種類とすることが適切か検討する。

② 検討結果

ICD-11 への移行に当たっては、継続性の観点から以下に示す現行の死因分類表の種類と同様に、作成する統計表の種類は、『死因簡単分類表』、『死因基本分類表』、『選択死因分類表』、『死因年次推移分類表』、『乳児死因簡単分類表』、『死因順位に用いる分類項目』、『乳児死因順位に用いる分類項目』、『感染症分類表』とすることが適当である。

死因分類表の種類（現行）

分類表	目的
『死因簡単分類表』	総務省告示の統計基準《死因分類表》を基に、人口動態統計で用いる細分類項目を加えたもの。主に死因構造を全体的に概観する目的で用いられる。
『死因基本分類表』	総務省告示の統計基準《基本分類表》を基に、人口動態統計で用いる細分類項目を加えたものであり、詳細な死因について把握することができる。 最小単位の分類項目であり、他の分類表を集計する際に利用される。
『選択死因分類表』	『死因簡単分類表』から、社会的関心が強い死因を選択したもの。 市区町村別など詳細なクロス集計表を作成する際に、繁雑にならないよう死因について的を絞って端的に表章する目的で用いられる。

『死因年次推移分類表』	長期にわたり年次ごとの死因の動向を観察する目的で用いられる。明治 32（1899）年以降の主要な死因の動向を踏まえている。
『乳児死因簡単分類表』	WHO の死亡製表用リスト（乳児及び小児死亡）から乳児死亡に関連する項目を対象としたもの。乳児死亡について全体的に概観する目的で用いられる。
『死因順位に用いる分類項目』 『乳児死因順位に用いる分類項目』	主要な死因について、各分類項目の死亡数や範囲等を考慮し、『死因簡単分類表』又は『乳児死因簡単分類表』から死因順位又は乳児死因順位に用いる分類項目を定めたもの。
『感染症分類表』	感染症法に基づく感染症について対応する『死因基本分類表』の分類項目を集約したもの。感染症による死亡数の動向を把握する目的で用いられる。ICD-10 に準拠した《死因分類表》から感染症の項目が減少したことを受け、平成 7（1995）年から設けられた。

本資料においては、総務省告示の分類表については《》、人口動態統計で用いる分類表については『』で示す。以下、同様。

(2) 各種死因分類表の内容の検討に当たっての方針案について

① 検討の方向性

総務省告示の統計基準である《死因分類表》及び《基本分類表》を基本とし、政策的ニーズや統計継続性の観点から、人口動態統計で用いる細分類項目などについて検討する。

統計基準の死因分類表（抜粋）

死因分類	死因分類名
コード	
01000	感染症又は寄生虫症
01100	腸管感染症
01200	結核
01201	呼吸器結核
01202	その他の結核
01300	ヒト免疫不全ウイルス病 [HIV病]
01400	インフルエンザ
01500	ウイルス性肝炎
01501	B型ウイルス性肝炎
01502	C型ウイルス性肝炎
01503	その他のウイルス性肝炎

死因簡単分類表（案）（抜粋）

死因簡単分類 コード	死因簡単分類名
01_0000	感染症又は寄生虫症
01_1000	腸管感染症
01_2000	結核
01_2010	呼吸器結核
01_2020	その他の結核
01_3000	ヒト免疫不全ウイルス病 [HIV病]
01_4000	インフルエンザ
01_5000	ウイルス性肝炎
01_5010	B型ウイルス性肝炎
01_5020	C型ウイルス性肝炎
01_5030	その他のウイルス性肝炎

※ ICD-10 の死因簡単分類コードとの混同しないよう、ICD-11 の章を示す 1~2 桁目の後にアンダーバーを加え、細分類項目の追加に対応するため桁数を 1 桁増やしている。

② 検討結果

総務省告示の統計基準である《死因分類表》及び《基本分類表》を基本とし、統計基準の分類だけでは把握できない死因のうち、一定の死因については、政策的ニーズや統計継続性の観点から、一部細分類項目を設ける等により、人口動態統計で把握できるようにすることが適当である。

(3) 『死因簡単分類表』について

① 検討の方向性

『死因簡単分類表』は、総務省告示の統計基準である《死因分類表》を基に、人口動態統計で用いる細分類項目を加えたものであり、主に死因構造を全体的に概観する目的で用いられている。

死因簡単分類表（現行）139項目（抜粋）

死因簡単分類コード	分類名
01000	感染症及び寄生虫症
01100	腸管感染症
01200	結核
01201	呼吸器結核
01202	その他の結核
01300	敗血症
01400	ウイルス性肝炎
01401	B型ウイルス性肝炎
01402	C型ウイルス性肝炎
01403	その他のウイルス性肝炎
01500	ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病
01600	その他の感染症及び寄生虫症

『死因簡単分類表』については、《死因分類表》を基本としつつ、これまで政策的ニーズが高くかつ『死因簡単分類表』又は別表として掲載していたが、《死因分類表》に分類項目がない「熱中症」、「新型コロナウイルス感染症ワクチン」、「中皮腫」について把握できるよう検討する。

なお、《死因分類表》は、現行告示と同程度の粒度で作成されているが、疾患概念や軸、構成等が異なるため、厳密な比較は困難とされており、ICD-10とICD-11の対応表といったものは示されていないが、例えば、WHOが作成したマッピングテーブルや対応する基本分類コードを参考に見てみると、以下のようなことが見受けられることに留意しながら検討する。

- 「悪性新生物」から「脳又は中枢神経系」、「骨髄系」、「リンパ系」の新生物の分類項目が独立。
- 「結腸」「直腸 S 状結腸移行部及び直腸」の悪性新生物が、「大腸、肛門又は肛門管」の悪性新生物にまとまり分類範囲がやや拡大。
- 「高血圧性心疾患」が、「高血圧性疾患」ではなく「心疾患」に含まれる。
- 「間質性肺疾患」は、肺水腫など、肺間質に影響を与えるその他の疾患を含む、より広い概念として「主に肺間質に影響する呼吸器疾患」に分類範囲が拡大。

② 検討結果

『死因簡単分類表』については、総務省告示の統計基準である《死因分類表》を基本としつつ、「熱中症」「新型コロナウイルス感染症ワクチン」「中皮腫」については、以下のとおりとすることが適当である。

○ 「熱中症」について

「熱中症」については、『死因簡単分類表』に細分類項目を設ける。

「熱中症」は別表として、「熱中症による死亡数」として公表しているが、ICD-11においては、23_1050「火又はその他の熱源への不慮の曝露」に自然による熱中症とサウナ等の人工的な熱源による熱中症が含まれており、従来から把握していた自然による「熱中症」の区別が不可能となっている。したがって、23_1050「火又はその他の熱源への不慮の曝露」を細分化し、23_1051「熱中症」及び23_1052「火又はその他の熱源への不慮の曝露（23_1051を除く）」を新設することで区別することとし、死因簡単分類別の統計表で把握する。

23_1050	火又はその他の熱源への不慮の曝露
23_1051	熱中症
23_1052	火又はその他の熱源への不慮の曝露（23_1051を除く）

○ 「新型コロナウイルス感染症ワクチン」について

「新型コロナウイルス感染症ワクチン」については、『死因簡単分類表』に細分類項目を設ける。

「新型コロナウイルス感染症ワクチン」については、現行では『死因簡単分類表』に分類項目が存在するが、ICD-11の『死因分類表』においては、「その他の傷病又は死亡の外因」に含まれている。したがって、23_4000「その他の傷病又は死亡の外因」を細分化し、23_4010「新型コロナウイルス感染症ワクチン」及び23_4020「その他の傷病又は死亡の外因（23_4010を除く）」を新設し、引き続き、死因簡単分類別の統計表で把握する。

23_4000	その他の傷病又は死亡の外因
23_4010	新型コロナウイルス感染症ワクチン
23_4020	その他の傷病又は死亡の外因（23_4010を除く）

○ 「中皮腫」について

「中皮腫」は、総務省告示の統計基準である《基本分類表》から「中皮腫」をまとめた分類がなくなり、発生部位により新生物の様々な分類項目に分類されることとなる。

『死因簡単分類表』ですべての部位に細分類項目を設けることは、表章が不必要に煩雑となると考えられるため、「中皮腫」は『死因簡単分類表』に細分類項目を設けるのではなく、これまでと同様に、中皮腫の統計表として別途掲載する。

◎ 第1回ワーキンググループ時点の『死因簡単分類表』は、以下のとおり。

死因簡単分類表（現行）139項目

死因簡単分類コード	分類名	死因基本分類コード
01000	感染症及び寄生虫症	A00~B99
01100	腸管感染症	A00~A09
01200	結核	A15~A19
01201	呼吸器結核	A15~A16
01202	その他の結核	A17~A19
01300	敗血症	A40~A41
01400	ウイルス性肝炎	B15~B19
01401	B型ウイルス性肝炎	B16~B17.0, B18.0~B18.1
01402	C型ウイルス性肝炎	B17.1, B18.2
01403	その他のウイルス性肝炎	B15~B19の残り
01500	ヒト免疫不全ウイルス【HIV】病	B20~B24
01600	その他の感染症及び寄生虫症	A00~B99の残り
02000	新生物＜腫瘍＞	C00~D48
02100	悪性新生物＜腫瘍＞	C00~C96
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00~C14
02102	食道の悪性新生物＜腫瘍＞	C15
02103	胃の悪性新生物＜腫瘍＞	C16
02104	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	C18
02105	直腸・状結腸移行部及び直腸の悪性新生物＜腫瘍＞	C19~C20
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞	C22
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物＜腫瘍＞	C23~C24
02108	脾の悪性新生物＜腫瘍＞	C25
02109	喉頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C32
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	C33~C34
02111	皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43~C44
02112	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
02113	子宮の悪性新生物＜腫瘍＞	C53~C55
02114	卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞	C56
02115	前立腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C61
02116	膀胱の悪性新生物＜腫瘍＞	C67
02117	中枢神経系の悪性新生物＜腫瘍＞	C70~C72, C75.1~C75.3
02118	悪性リンパ腫	C81~C86
02119	白血病	C91~C95
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C88~C90, C96
02121	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	C00~C96の残り
02200	その他の新生物＜腫瘍＞	D00~D48
02201	中枢神経系のその他の新生物＜腫瘍＞	D32~D33, D35.2~D35.4, D42~D43, D44.3~D44.5
02202	中枢神経系を除くその他の新生物＜腫瘍＞	D00~D48の残り
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D50~D89
03100	貧血	D50~D64
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D65~D89
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	E00~E88
04100	糖尿病	E10~E14
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	E00~E88の残り
05000	精神及び行動の障害	F01~F99
05100	血管性及び詳細不明の認知症	F01~F03
05200	その他の精神及び行動の障害	F01~F99の残り
06000	神経系の疾患	G00~G98
06100	脳膜炎	G00~G03
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	G12
06300	パーキンソン病	G20
06400	アルツハイマー病	G30
06500	その他の神経系の疾患	G00~G98の残り
07000	眼及び付属器の疾患	H00~H57
08000	耳及び乳様突起の疾患	H60~H93
09000	循環器系の疾患	I00~I99
09100	高血圧性疾患	I10~I15
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	I11, I13
09102	その他の高血圧性疾患	I10, I12, I15
09200	心疾患（高血圧性を除く）	I01~I02.0, I05~I09, I20~I25, I27, I30~I51
09201	慢性リウマチ性心疾患	I05~I09
09202	急性心筋梗塞	I21~I22
09203	その他の虚血性心疾患	I20, I24~I25
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	I34~I38
09205	心筋症	I42
09206	不整脈及び伝導障害	I44~I49
09207	心不全	I50
09208	その他の心疾患	I01~I02.0, I27, I30~I33, I40, I51

死因簡単分類表（案）138項目

死因簡単分類コード	死因簡単分類名	死因基本分類コード
01_0000	感染症又は寄生虫症	1A00~1H0Z
01_1000	腸管感染症	1A00~1A40
01_2000	結核	1B10~1B1Z
01_2010	呼吸器結核	1B10
01_2020	その他の結核	1B11~1B1Z
01_3000	ヒト免疫不全ウイルス病【HIV】病	1C60~1C62
01_4000	インフルエンザ	1E30~1E32
01_5000	ウイルス性肝炎	1E50~1E52
01_5010	B型ウイルス性肝炎	1E50.1, 1E51.0
01_5020	C型ウイルス性肝炎	1E50.2, 1E51.1
01_5030	その他のウイルス性肝炎	1E50~1E52の残り
01_6000	敗血症	1G40~1G41
01_7000	その他の感染症又は寄生虫症	1A00~1H0Zの残り
02_0000	新生物	2A00~2F9Z
02_1000	脳又は中枢神経系の新生物	2A00~2A0Z
02_2000	骨髄系新生物	2A20~2A4Z, 2A60
02_3000	リンパ系新生物	2A70~2B2Z, 2B30, 2B32
02_4000	その他の造血組織又はリンパ組織の新生物	2A50~2A5Z, 2A61, 2B31, 2B33, 2B32
02_5000	悪性新生物	2B50~2E2Z
02_5010	口腔、口腔又は咽頭の悪性新生物	2B60~2B6Z
02_5020	食道の悪性新生物	2B70
02_5030	胃の悪性新生物	2B72
02_5040	大腸、肛門又は肛門管の悪性新生物	2B90~2C00
02_5050	脾臓の悪性新生物	2C10
02_5060	肝臓又は肝内胆管の悪性新生物	2C12
02_5070	胆囊又は胆道の悪性新生物	2C13~2C18
02_5080	喉頭の悪性新生物	2C23
02_5090	気管、気管支又は肺の悪性新生物	2C24~2C25
02_5100	皮膚の悪性新生物	2C30~2C3Z
02_5110	乳房の悪性新生物	2C60~2C6Z
02_5120	卵巣の悪性新生物	2C73
02_5130	子宮の悪性新生物	2C76~2C78
02_5140	前立腺の悪性新生物	2C82
02_5150	腎又は腎孟の悪性新生物	2C90~2C91
02_5160	膀胱の悪性新生物	2C94
02_5170	その他の悪性新生物	2B50~2E2Zの残り
02_6000	その他の新生物	2A00~2F9Zの残り
03_0000	血液又は造血器の疾患	3A00~3C0Z
03_1000	貧血	3A00~3A73, 3A90, 3A9Y~3A9Z
03_2000	その他の血液又は造血器の疾患	3A00~3C0Zの残り
04_0000	免疫系の疾患	4A00~4B4Z
05_0000	内分泌、栄養又は代謝疾患	5A00~5D46
05_1000	糖尿病	5A10~5A2Y
05_2000	低栄養	5B50~5B7Z
05_3000	代謝障害	5C50~5D2Z
05_4000	その他の内分泌、栄養又は代謝疾患	5A00~5D46の残り
06_0000	精神、行動又は神経発達の疾患群	6A00~6E8Z
06_1000	統合失調症又はその他の一過性精神症群	6A20~6A2Z
06_2000	原因は不明又は特定不能の認知症又は特定不能の神経認知障害	6D8Z, 6E0Z
06_3000	その他の精神、行動又は神経発達の疾患群	6A00~6E8Zの残り
07_0000	睡眠、覚醒障害群	7A00~7B2Z
08_0000	神経系の疾患	8A00~8E7Z
08_1000	パーキンソン病	8A00.0
08_2000	アルツハイマー病	8A20
08_3000	レヴィ小体病	8A22
08_4000	脳血管疾患	8B00~8B2Z
08_4010	脳内出血	8B00, 8B25.1
08_4020	くも膜下出血	8B01, 8B25.2
08_4030	脳虚血	8B10~8B1Z, 8B25.0
08_4040	その他の脳血管疾患	8B00~8B2Zの残り
08_5000	運動ニューロン疾患又は関連疾患	8B60~8B6Z
08_6000	その他の神経系の疾患	8A00~8E7Zの残り
09_0000	視覚系の疾患	9A00~9E1Z
10_0000	耳又は乳様突起の疾患	AA00~AC0Z

死因簡単分類コード	分類名	死因基本分類コード	死因簡単分類コード	死因簡単分類名	死因基本分類コード
09300	脳血管疾患	I60~I69	11_0000	循環器系の疾患	BA00~BE2Z
09301	くも膜下出血	I60, I69.0	11_1000	高血圧性疾患（高血圧性心疾患を除く）	BA00, BA02~BA04
09302	脳内出血	I61, I69.1	11_2000	心疾患	BA01, BA40~BA8Z, BB01, BB0Y~BD1Z
09303	脳梗塞	I63, I69.3	11_2010	急性心筋梗塞	BA41
09304	その他の脳血管疾患	I60~I69の残り	11_2020	その他の虚血性心疾患	BA40, BA42~BA6Z
09400	大動脈瘤及び解離	I71	11_2030	心臓弁膜症	BB60~BC0Z, BC20.0
09500	その他の循環器系の疾患	I00~I99の残り	11_2040	心筋症	BC43
10000	呼吸器系の疾患	J00~J98	11_2050	不整脈	BC60~BC9Z
10100	インフルエンザ	J09~J11	11_2060	心不全	BD10~BD1Z
10200	肺炎	J12~J18	11_2070	その他の心疾患	BA01, BA81~BA8Z, BB01, BB0Y~BD1Z の残り
10300	急性気管支炎	J20	11_3000	大動脈瘤又は大動脈解離	BD50
10400	慢性閉塞性肺疾患	J41~J44	11_4000	その他の循環器系の疾患	BA00~BE2Z の残り
10500	喘息	J45~J46	12_0000	呼吸器系の疾患	CA00~CB7Z
10600	その他の呼吸器系の疾患	J00~J98の残り	12_1000	慢性閉塞性肺疾患	CA22
10601	誤嚥性肺炎	J69	12_2000	喘息	CA23
10602	間質性肺疾患	J84	12_3000	肺炎	CA40
10603	その他の呼吸器系の疾患（10601及び10602を除く）	J00~J98の残り（J69, J84を除く）	12_4000	誤嚥性肺炎	CA71
11000	消化器系の疾患	K00~K92	12_5000	主に肺間質に影響する呼吸器疾患	CB00~CB0Z
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	K25~K27	12_6000	その他の呼吸器系の疾患	CA00~CB7Z の残り
11200	ヘルニア及び腸閉塞	K40~K46, K56	13_0000	消化器系の疾患	DA00~DE2Z
11300	肝疾患	K70~K76	13_1000	胃又は十二指腸の潰瘍	DA60~DA63
11301	肝梗塞（アルコール性を除く）	K74.3~K74.6	13_2000	ヘルニア又は腸閉塞	DA91, DB30, DD50~DD5Z
11302	その他の肝疾患	K70~K76の残り	13_3000	肝疾患	DB90~DB9Z
11400	その他の消化器系の疾患	K00~K92の残り	13_3010	肝線維症又は肝硬変	DB93
12000	皮膚及び粘膜組織の疾患	L00~L98	13_3020	アルコール性肝疾患	DB94
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	M00~M99	13_3030	その他の肝疾患	DB90~DB9Z の残り
14000	腎尿路生殖器系の疾患	N00~N98	13_4000	胆囊又は胆道の疾患	DC10~DC1Z
14100	糸球体疾患及び腎尿管間質性疾患	N00~N15	13_5000	その他の消化器系の疾患	DA00~DE2Z の残り
14200	腎不全	N17~N19	14_0000	皮膚の疾患	EA00~EM0Z
14201	急性腎不全	N17	15_0000	筋骨格系又は結合組織の疾患	FA00~FC0Z
14202	慢性腎臓病	N18	16_0000	腎尿路生殖器系の疾患	GA00~GC8Z
14203	詳細不明の腎不全	N19	16_1000	糸球体疾患又は腎尿管間質性疾患	GB40~GB5Z
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	N00~N98の残り	16_2000	腎不全	GB60~GB6Z
15000	妊娠、分娩及び産じょく	O00~O99	16_2010	急性腎不全	GB60
16000	周産期に発生した病態	P00~P96	16_2020	慢性腎臓病	GB61
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05~P08	16_2030	腎不全、詳細不明	GB6Z
16200	出産外傷	P10~P15	16_3000	その他の腎尿路生殖器系の疾患	GA00~GC8Z の残り
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	P20~P29	17_0000	性の健康に関連する状態群	HA00~HA8Z
16400	周産期に特異的な感染症	P35~P39	18_0000	妊娠、分娩又は産褥	JA00~JB6Z
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50~P61	19_0000	周産期に発生した特定の状態	KA00~KD5Z
16600	その他の周産期に発生した病態	P00~P96の残り	19_1000	胎児発育遅延又は胎児栄養不良又は在胎期間短縮又は低出生体重に関連する新生児の障害	KA20~KA21
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	Q00~Q99	19_2000	分娩時損傷	KA40~KA4Z
17100	神経系の先天奇形	Q00~Q07	19_3000	胎児又は新生児の感染症	KA60~KA6Z
17200	循環器系の先天奇形	Q20~Q28	19_4000	周産期又は新生児期に特異的な呼吸器障害又は心血管障害	KB04, KB20~KB4Z
17201	心臓の先天奇形	Q20~Q24	19_5000	その他の周産期に発生した特定の状態	KA00~KD5Z の残り
17202	その他の循環器系の先天奇形	Q25~Q28	20_0000	発生異常	LA00~LD9Z
17300	消化器系の先天奇形	Q35~Q45	20_1000	神経系の構造上の発生異常	LA00~LA0Z
17400	その他の先天奇形及び変形	Q00~Q89の残り	20_2000	心臓又は大血管の構造上の発生異常	LA80~LA8Z
17500	染色体異常、他に分類されないもの	Q90~Q99	20_3000	染色体異常、遺伝子変異を除くもの	LD40~LD7Z
18000	症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00~R99	20_4000	その他の発生異常	LA00~LD9Z の残り
18100	老衰	R54	21_0000	症状、徵候又は臨床所見、他に分類されないもの	MA00~MH2Y
18200	乳幼児突然死症候群	R95	21_1000	老衰	MG2A
18300	その他の症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00~R99の残り	21_2000	乳幼児突然死症候群	MH11
20000	傷病及び死亡の外因	V01~Y89	21_3000	原因不明	MH12~MH14
20100	不慮の事故	V01~X59	21_4000	その他の症状、徵候又は臨床所見、他に分類されないもの	MA00~MH2Y の残り
20101	交通事故	V01~V98	23_0000	傷病又は死亡の外因	PA00~PL2Z
20102	転倒・転落・墜落	W00~W17	23_1000	不慮の事故	PA00~PB6Z
20103	不慮の溺死及び溺水	W65~W74	23_1010	交通事故	PA00~PA5Z
20104	不慮の窒息	W75~W84	23_1020	不慮の転落	PA60~PA6Z
20105	煙、火及び火炎への曝露	X00~X09	23_1030	不慮の水浸、水没又は水中への転落	PA90~PA9Z
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40~X49	23_1040	不慮の窒息	PB00~PB0Z
20107	その他の不慮の事故	W00~X59の残り	23_1050	火又はその他の熱源への不慮の曝露	PB10~PB15
20200	自殺	X60~X84	23_1051	熱中症	PB15.a, PB15.z
20300	他殺	X85~Y09	23_1052	火又はその他の熱源への不慮の曝露（23_1051を除く）	PB10~PB14, PB15.b
20400	その他の外因	Y10~Y89	23_1060	薬物、有害物質への不慮の曝露又はその有書作用	PB20~PB36
22000	特殊目的用コード	U00~U49	23_1070	その他の不慮の事故	PA00~PB6Z の残り
22100	重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04	23_2000	自殺	PB80~PD3Z
22200	その他の特殊目的用コード	U00~U49の残り	23_3000	他殺	PD50~PF2Z
22201	新型コロナウイルス感染症	U07.1, U07.2, U10.9	23_4000	その他の傷病又は死亡の外因	PF40~PL2Z
22202	新型コロナウイルス感染症ワクチン	U12	23_4010	新型コロナウイルス感染症ワクチン	PL00.a
22203	その他の特殊目的用コード（22201及び22202を除く）	U00~U49の残り（U07.1, U07.2, U10.9, U12を除く）	23_4020	その他の傷病又は死亡の外因（23_4010を除く）	PF40~PL2Zの残り
			25_0000	特殊目的用コード	RA00~RA26
			25_1000	COVID-19	RA01~RA03
			25_2000	その他の特殊目的用コード	RA00~RA26 の残り

※ 青字下線は、《死因分類表》との差分

(4) 『死因基本分類表』について

① 検討の方向性

『死因基本分類表』は、総務省告示の統計基準である《基本分類表》を基に、人口動態統計で用いる細分類項目を追加したものであり、詳細な死因について把握することができる。最小単位の分類項目であり、他の分類表を集計する際に利用される。

死因基本分類表（現行）（抜粋）

死因基本分類	分類名
第I章 感染症及び寄生虫症（A00－B99）	
腸管感染症（A 00－A 09）	
A 00	コレラ
A 00.0	コレラ菌によるコレラ
A 00.1	エルトールコレラ菌によるコレラ
A 00.9	コレラ、詳細不明
A 01	腸チフス及びパラチフス
A 01.0	腸チフス
A 01.1	パラチフスA
A 01.2	パラチフスB
A 01.3	パラチフスC
A 01.4	パラチフス、詳細不明
A 02	その他のサルモネラ感染症
A 02.0	サルモネラ腸炎
A 02.1	サルモネラ敗血症
A 02.2	局所的サルモネラ感染症
A 02.2 A	サルモネラ髄膜炎
A 02.2 B	その他

（ア）細分類項目の案

『死因基本分類表』については、《基本分類表》を基に作成し、統計の継続性等の観点から『死因簡単分類表』及び『感染症分類表』の分類項目を把握するために必要な細分類項目並びに中皮腫及び周産期関連の統計の把握に必要な細分類項目を設けるよう検討する。

（イ）原死因には用いない分類について

※第2回ワーキンググループにて検討予定

② 検討結果

（ア）細分類項目の案

『死因基本分類表』については、総務省告示の統計基準である《基本分類表》を基に作成し、統計の継続性等の観点から、以下のとおり『死因簡単分類表』及び『感染症分類表』の分類項目を把握するために必要な細分類項目並びに中皮腫及び周産期関連の統計の把握に必要な細分類項目を設けることが適当である。

○ 「熱中症」、「新型コロナウイルス感染症ワクチン」関連

『死因簡単分類表』に追加する分類項目を把握するために細分類項目を設ける。

死因基本分類コード	死因基本分類名
PB15	過度の高温への不慮の曝露
PB15.a	自然の過度の高温への不慮の曝露
PB15.b	人工の過度な高温への不慮の曝露
PB15.z	過度の高温への不慮の曝露、詳細不明

PL00	治療目的の使用における損傷又は危害を伴う薬物、薬剤又は生物学的製剤
PL00.a	新型コロナウイルス感染症ワクチン
PL00.z	治療目的の使用における損傷又は危害を伴うその他又は詳細不明の薬物、薬剤又は生物

○ 「中皮腫」関連

現行との継続性を考慮の上、「心膜中皮腫」など頻度の多い部位について細分類項目を設ける。その他の部位については、内部コード等にて処理し、「中皮腫」の総数を把握可能とする。

2C28	心臓、縦隔又は胸膜中皮腫以外の胸膜の悪性新生物
2C28.0	心臓、縦隔又は胸膜中皮腫以外の胸膜の悪性胚細胞新生物
2C28.1	その他の明示された心臓、縦隔又は胸膜中皮腫以外の胸膜の悪性新生物
2C28.1a	心臓の中皮腫
2C28.1y	心臓又は縦隔のその他の明示された悪性新生物

2D4Y	その他の明示された原発部位不明の悪性新生物
2D4Y.a	原発部位不明の中皮腫
2D4Y.y	その他の明示された原発部位不明の悪性新生物（中皮腫を除く）

○ 周産期死亡統計関連

周産期死亡の母体保護法に関連する死亡等について、現行どおり細分類項目を設ける。

第19章	周産期に発生した特定の状態
KA1a	母体保護法による人工妊娠中絶、母体の病態によらないもの
KA1a.a	母体保護法による人工妊娠中絶、経済的理由によるもの
KA1a.y	母体保護法による人工妊娠中絶、その他の理由によるもの
KA1z	母体の原因が明示されないもの

○ 『感染症分類表』関連

※第2回ワーキンググループにて検討予定

(イ) 原死因には用いない分類について

※第2回ワーキンググループにて検討予定

(5) 『選択死因分類表』について

① 検討の方向性

『選択死因分類表』は、『死因簡単分類表』の中から社会的関心が強く死因を選択したものである。市区町村別などの詳細なクロス集計を行う際に、繁雑にならぬよう死因について的を絞って端的に表章する目的で用いられている。

選択死因分類表（現行）（抜粋）

選択死因分類コード	分類名
Se01	結核
Se02	悪性新生物＜腫瘍＞
Se03	（再掲） 食道の悪性新生物＜腫瘍＞
Se04	胃の悪性新生物＜腫瘍＞
Se05	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞
Se06	直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物＜腫瘍＞
Se07	肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞
Se08	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物＜腫瘍＞
Se09	脾の悪性新生物＜腫瘍＞
Se10	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞
Se11	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞
Se12	子宮の悪性新生物＜腫瘍＞
Se13	白血病
Se14	糖尿病
Se15	高血圧性疾患
Se16	心疾患（高血圧性を除く）

『選択死因分類表』については、基本的に現行を参考に分類項目を選択し、総務省告示の統計基準である『死因分類表』の変更により厳密な比較が困難な場合でも、『死因簡単分類表』に類似する分類項目がある場合には、それを選択することが適切か検討する。

② 検討結果

『選択死因分類表』については、基本的に現行を参考に分類項目を選択し、総務省告示の統計基準である『死因分類表』の変更により厳密な比較が困難な場合でも、『死因簡単分類表』に類似する分類項目がある場合には、それを選択することが適当である。

例えば、ICD-11 では、『死因分類表』において「高血圧性心疾患」が、「高血圧性疾患」ではなく「心疾患」に含まれることとなる。そのため現行と比較すると厳密には異なるものの、類似する項目として「高血圧性疾患（高血圧性心疾患を除く）」及び「心疾患」を選択する。

選択死因分類表（現行）

選択死因分類コード	分類名
Se15	高血圧性疾患
Se16	心疾患（高血圧性を除く）

選択死因分類表（案）

選択死因分類コード	分類名	死因簡単分類コード
Se_17	高血圧性疾患（高血圧性心疾患を除く）	11_1000
Se_18	心疾患	11_2000

一方で、類似する項目を選択することができず『選択死因分類表』にも含められない場合もあり、「白血病」は分類軸の変更により、《死因分類表》の複数の分類に分散し分類項目がないため、『死因簡単分類表』に分類項目を設けられないとされた。

この点について、「白血病」について統計上把握できないことだが、ICD-11のコード上、消失してしまうので致し方ないことなのか、という意見があった。この意見に関して検討の結果、「白血病」については、ICD-11改正の中でも大きな変更の一つであり、骨髄系、リンパ系、組織のリンパ組織と大きく3つの箇所に分かれるなど分類軸が変更されたことで基本分類において特定することが困難な状況となり、《死因分類表》の分類項目がなく選択元である『死因簡単分類表』に分類項目を設けられることから、『選択死因分類表』に分類項目を設けないことは適当とされた。

◎ 以上の結果、『選択死因分類表』については、以下のとおりとする。

選択死因分類表（現行）34項目

選択死因分類コード	分類名
Se01	結核
Se02	悪性新生物<腫瘍>
Se03	(再掲) 食道の悪性新生物<腫瘍>
Se04	胃の悪性新生物<腫瘍>
Se05	結腸の悪性新生物<腫瘍>
Se06	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>
Se07	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>
Se08	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>
Se09	脾の悪性新生物<腫瘍>
Se10	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>
Se11	乳房の悪性新生物<腫瘍>
Se12	子宮の悪性新生物<腫瘍>
Se13	白血病
Se14	糖尿病
Se15	高血圧性疾患
Se16	心疾患（高血圧性を除く）
Se17	(再掲) 急性心筋梗塞
Se18	その他の虚血性心疾患
Se19	不整脈及び伝導障害
Se20	心不全
Se21	脳血管疾患
Se22	(再掲) くも膜下出血
Se23	脳内出血
Se24	脳梗塞
Se25	大動脈瘤及び解離
Se26	肺炎
Se27	慢性閉塞性肺疾患
Se28	喘息
Se29	肝疾患
Se30	腎不全
Se31	老衰
Se32	不慮の事故
Se33	(再掲) 交通事故
Se34	自殺

選択死因分類表（案）32項目

選択死因分類コード	選択死因分類名	死因簡単分類コード
Se_01	結核	01_2000
Se_02	悪性新生物	02_5000
Se_03	(再掲) 食道の悪性新生物	02_5020
Se_04	胃の悪性新生物	02_5030
Se_05	大腸、肛門又は肛門管の悪性新生物	02_5040
Se_06	脾臓の悪性新生物	02_5050
Se_07	肝臓又は肝内胆管の悪性新生物	02_5060
Se_08	胆嚢又は胆道の悪性新生物	02_5070
Se_09	気管、気管支又は肺の悪性新生物	02_5090
Se_10	乳房の悪性新生物	02_5110
Se_11	子宮の悪性新生物	02_5130
Se_12	糖尿病	05_1000
Se_13	脳血管疾患	08_4000
Se_14	(再掲) 脳内出血	08_4010
Se_15	くも膜下出血	08_4020
Se_16	脳虚血	08_4030
Se_17	高血圧性疾患（高血圧性心疾患を除く）	11_1000
Se_18	心疾患	11_2000
Se_19	(再掲) 急性心筋梗塞	11_2010
Se_20	その他の虚血性心疾患	11_2020
Se_21	不整脈	11_2050
Se_22	心不全	11_2060
Se_23	大動脈瘤又は大動脈解離	11_3000
Se_24	慢性閉塞性肺疾患	12_1000
Se_25	喘息	12_2000
Se_26	肺炎	12_3000
Se_27	肝疾患	13_3000
Se_28	腎不全	16_2000
Se_29	老衰	21_1000
Se_30	不慮の事故	23_1000
Se_31	(再掲) 交通事故	23_1010
Se_32	自殺	23_2000

※ ICD-10の選択死因分類コードと混同しないよう、2桁と3桁目の間にアンダーバーを加えている。

(6) 『死因年次推移分類表』について

① 検討の方向性

『死因年次推移分類表』は、明治32(1899)年以降の長期的な主要な死因の動向を把握するために用いられており、長期にわたり年次ごとの死因の動向を観察する目的で用いられている。

死因年次推移分類表（現行）16項目

死因年次推移 分類コード	分類名	死因簡単 分類コード	死因基本 分類コード
Hi01	結核	01200	A15～A19
Hi02	悪性新生物＜腫瘍＞	02100	C00～C96
Hi03	糖尿病	04100	E10～E14
Hi04	高血圧性疾患	09100	I10～I15
Hi05	心疾患（高血圧性を除く）	09200	I01～I02.0, I05～I09, I20 ～I25, I27, I30～I51
Hi06	脳血管疾患	09300	I60～I69
Hi07	肺炎	10200	J12～J18
Hi08	慢性気管支炎及び肺気腫		J41～J43
Hi09	喘息	10500	J45～J46
Hi10	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100	K25～K27
Hi11	肝疾患	11300	K70～K76
Hi12	腎不全	14200	N17～N19
Hi13	老衰	18100	R54
Hi14	不慮の事故	20100	V01～X59
Hi15	（再掲） 交通事故	20101	V01～V98
Hi16	自殺	20200	X60～X84

『死因年次推移分類表』については、長期にわたり年次ごとの死因の動向を観察する目的で用いられることから、基本的には現行の分類を残すこと、また、死亡数が増加しており、将来にわたり把握することが有用と考えられる分類項目については追加すること、さらに分類コードについては、継続性に配慮し、現行と同じコード体系を用いることが適切か検討する。

② 検討結果

『死因年次推移分類表』については、長期にわたり年次ごとの死因の動向を観察する目的で用いられることから、基本的には現行の分類を残すことが適当である。

「高血圧性疾患」、「心疾患（高血圧性を除く）」については、分類項目が、総務省告示の統計基準である《死因分類表》において、「高血圧性疾患（高血圧性心疾患を除く）」、「心疾患」に変更されたため、『死因年次推移分類表』においても統計基準に準じた分類とすることが適当である。

この点について、統計の不連続性が起こりえると考えられるが、新たな分類範囲を過去の統計に対し遡及して適用せず、分類の変更によるものとして許容していくのかとの意見があった。この意

見に関して検討した結果、人口動態統計は、基本的にそのときに適用される統計基準で作成しており、分類の変更による影響は、ブリッジコーディングを実施し、その結果も併せてみていくことが適当とされた。

また、近年、死亡数が増加しており、将来にわたり把握することが有用と考えられる分類項目として、直近5年で死因順位10位以内の分類項目を追加対象として検討したところ、「アルツハイマー病」及び「誤嚥性肺炎」を追加することが適当である。なお、「血管性及び詳細不明の認知症」については「原因は不明又は特定不能の認知症又は特定不能の神経認知障害」に範囲が限定されたことにより減少が見込まれるため、『死因年次推移分類表』の分類項目に含めない。

分類コードについては、継続性に配慮し、現行と同じコード体系を用いることが適当である。

この点に関連して、『死因年次推移分類表』の順番について、第1回ワーキンググループ時点の案では、追加する分類項目以外の分類項目がICD-11の死因簡単分類コード順に並べられていたところ、長期の動向を見るときに使用されているため、混乱を招かないよう、ICD-10と同じ順番にしてはどうかとの意見があり、第2回ワーキンググループで修正案を検討することとなった。

◎ 第1回ワーキンググループ時点の『死因年次推移分類表』は、以下のとおり。

死因年次推移分類表（現行）

死因年次推移分類コード	分類名
Hi01	結核
Hi02	悪性新生物 <腫瘍>
Hi03	糖尿病
Hi04	高血圧性疾患
Hi05	心疾患（高血圧性を除く）
Hi06	脳血管疾患
Hi07	肺炎
Hi08	慢性気管支炎及び肺気腫
Hi09	喘息
Hi10	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍
Hi11	肝疾患
Hi12	腎不全
Hi13	老衰
Hi14	不慮の事故
	（再掲）
Hi15	交通事故
Hi16	自殺

死因年次推移分類表（案）

死因年次推移分類コード	死因年次推移分類名	死因簡単分類コード
Hi01	結核	01_2000
Hi02	悪性新生物	02_5000
Hi03	糖尿病	05_1000
Hi04	脳血管疾患	08_4000
Hi05	高血圧性疾患（高血圧性心疾患を除く）	11_1000
Hi06	心疾患	11_2000
Hi07	慢性気管支炎及び肺気腫	12_6000の一部
Hi08	喘息	12_2000
Hi09	肺炎	12_3000
Hi10	胃又は十二指腸の潰瘍	13_1000
Hi11	肝疾患	13_3000
Hi12	腎不全	16_2000
Hi13	老衰	21_1000
Hi14	不慮の事故	23_1000
	（再掲）	
Hi15	交通事故	23_1010
Hi16	自殺	23_2000
Hi17	アルツハイマー病	08_2000
Hi18	誤嚥性肺炎	12_4000

(7) 『乳児死因簡単分類表』について

① 検討の方向性

『乳児死因簡単分類表』は、WHOの死亡製表用リスト（乳児及び小児死亡）から乳児死亡に関する項目を対象としたものであり、乳児死亡について全体的に概観する目的で用いられる。

乳児死因簡単分類表（現行）56項目（抜粋）

乳児死因 簡単分類 コード	分類名
	(略)
Ba20	ヘルニア及び腸閉塞
Ba21	肝疾患
Ba22	腎不全
Ba23	周産期に発生した病態
Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害
Ba25	出産外傷
Ba26	出生時仮死
Ba27	新生児の呼吸窮<／促>迫
Ba28	周産期に発生した肺出血
Ba29	周産期に発生した心血管障害
Ba30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害
Ba31	新生児の細菌性敗血症
Ba32	その他の周産期に特異的な感染症
Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害
Ba34	その他の周産期に発生した病態
Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常
Ba36	神経系の先天奇形
Ba37	心臓の先天奇形

『乳児死因簡単分類表』については、ICD-11には、WHOの死亡製表用リスト（乳児及び小児死亡）がないため、乳児死亡の特徴を考慮し、現行の分類を参考に、周産期に発生した状態や発生異常に関する分類を中心に、『死因簡単分類表』から選択する、『死因基本分類表』の分類項目を集約するなどにより作成することが適切か検討する。

② 検討結果

『乳児死因簡単分類表』については、乳児死亡の特徴を考慮し、現行の分類を参考に、周産期に発生した状態や発生異常に関する分類を中心に、『死因簡単分類表』から選択する、『死因基本分類表』の分類項目を集約するなどにより作成することが適当である。

- ◎ 第1回ワーキンググループ時点の『乳児死因簡単分類表』は、以下のとおり。

乳児死因簡単分類表（現行）56項目

乳児死因 簡単分類 コード	分類名
Ba01	腸管感染症
Ba02	敗血症
Ba03	麻疹
Ba04	ワイルス性肝炎
Ba05	その他の感染症及び寄生虫症
Ba06	悪性新生物<腫瘍>
Ba07	白血病
Ba08	その他の悪性新生物<腫瘍>
Ba09	その他の新生物<腫瘍>
Ba10	栄養失調（症）及びその他の栄養欠乏症
Ba11	代謝障害
Ba12	臍膜炎
Ba13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群
Ba14	脳性麻痺
Ba15	心疾患（高血圧性を除く）
Ba16	脳血管疾患
Ba17	インフルエンザ
Ba18	肺炎
Ba19	喘息
Ba20	ヘルニア及び腸閉塞
Ba21	肝疾患
Ba22	腎不全
Ba23	周産期に発生した病態
Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害
Ba25	出産外傷
Ba26	出生時仮死
Ba27	新生児の呼吸窮 _ク 迫
Ba28	周産期に発生した肺出血
Ba29	周産期に発生した心血管障害
Ba30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害
Ba31	新生児の細菌性敗血症
Ba32	その他の周産期に特異的な感染症
Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害
Ba34	その他の周産期に発生した病態
Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常
Ba36	神経系の先天奇形
Ba37	心臓の先天奇形
Ba38	その他の循環器系の先天奇形
Ba39	呼吸器系の先天奇形
Ba40	消化器系の先天奇形
Ba41	筋骨格系の先天奇形及び変形
Ba42	その他の先天奇形及び変形
Ba43	染色体異常、他に分類されないもの
Ba44	乳幼児突然死症候群
Ba45	その他のすべての疾患
Ba46	不慮の事故
Ba47	交通事故
Ba48	転倒・転落・墜落
Ba49	不慮の溺死及び溺水
Ba50	胃内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん<吸引>
Ba51	その他の不慮の窒息
Ba52	煙、火及び火炎への曝露
Ba53	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露
Ba54	その他の不慮の事故
Ba55	他殺
Ba56	その他の外因

乳児死因簡単分類表（案）53項目

乳児死因 簡単分類 コード	乳児死因簡単分類名	死因簡単分類コード
B01_10	腸管感染症	01_1000
B01_20	インフルエンザ	01_4000
B01_30	ワイルス性肝炎	01_5000
B01_40	麻疹	01_7000の一部
B01_50	敗血症	01_6000
B01_60	その他の感染症又は寄生虫症	01_0000 (B01_00～B01_40を除く)
B02_10	悪性新生物	02_5000
B02_20	その他の新生物	02_1000～02_4000、02_6000
B05_10	低栄養	05_2000の一部
B05_20	代謝障害	05_3000
B08_10	脳血管疾患	08_4000
B08_20	運動ニューロン疾患又は関連疾患	08_5000
B08_30	脳性麻痺	08_6000の一部
B11_10	心疾患	11_2000
B12_10	喘息	12_2000
B12_20	肺炎	12_3000
B13_10	ヘルニア又は腸閉塞	13_2000
B13_20	肝疾患	13_3000
B16_10	腎不全	16_2000
B19_10	周産期に発生した特定の状態	19_0000
B19_11	胎児発育遅延又は胎児栄養不良又は在胎期間短縮又は低出生体重に関連する新生児の障害	19_1000
B19_12	分娩時損傷	19_2000
B19_13	胎児又は新生児の敗血症	19_3000の一部
B19_14	その他の胎児又は新生児の感染症	19_3000の残り
B19_15	出生時仮死又は新生児仮死	19_4000の一部、19_5000の一部
B19_16	新生児の呼吸窮迫	19_4000の一部
B19_17	周産期に発生した肺出血	19_4000の一部
B19_18	周産期又は新生児期にみられる心血管障害	19_4000の一部
B19_19	その他の周産期又は新生児期に特異的な呼吸器障害又は心血管障害	19_4000の残り
B19_1A	胎児又は新生児の出血性又は血液学的障害	19_5000の一部
B19_1B	その他の周産期に発生した特定の状態	19_0000 (B19_01～B19_0Aを除く)
B20_10	発生異常	20_0000
B20_11	神経系の構造上の発生異常	20_1000
B20_12	心臓又は大血管の構造上の発生異常	20_2000
B20_13	その他の循環器系の構造上の発生異常	20_4000の一部
B20_14	消化系の構造上の発生異常	20_4000の一部
B20_15	呼吸器系の構造上の発生異常	20_4000の一部
B20_16	骨格の構造上の発生異常	20_4000の一部
B20_17	染色体異常、遺伝子変異を除くもの	20_3000
B20_18	その他の発生異常	20_4000の残り
B21_10	乳幼児突然死症候群	21_2000
B22_10	その他のすべての疾患	01_0000～21_4000 (B01_00～B21_00を除く)
B23_10	不慮の事故	23_1000
B23_11	交通事故	23_1010
B23_12	不慮の転落	23_1020
B23_13	不慮の水没、水没又は水中への転落	23_1030
B23_14	胃内容物、液体、食物又はその他の物体の吸引又は摂取による不慮の窒息	23_1040の一部
B23_15	その他の不慮の窒息	23_1040の残り
B23_16	火又はその他の熱源への不慮の曝露	23_1050
B23_17	薬物、有害物質への不慮の曝露又はその有害作用	23_1060
B23_18	その他の不慮の事故	23_1070
B23_20	他殺	23_3000
B23_30	その他の傷病又は死亡の外因	23_4000

※ 『死因簡単分類表』に倣い、階層構造のあるコード体系とし、章を示す2～3桁目の後にアンダーバーを加えている。

(8) 『死因順位に用いる分類項目』・『乳児死因順位に用いる分類項目』について

① 検討の方向性

『死因順位に用いる分類項目』及び『乳児死因順位に用いる分類項目』は、主要な死因について、各分類項目の死亡数や範囲等を考慮し、『死因簡単分類表』又は『乳児死因簡単分類表』から死因順位又は乳児死因順位に用いる分類項目を定めたものである。

死因順位に用いる分類項目（現行）43項目

分類名	死因簡単分類コード
腸管感染症	01100
結核	01200
敗血症	01300
ウイルス性肝炎	01400
ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病	01500
悪性新生物＜腫瘍＞	02100
その他の新生物＜腫瘍＞	02200
貧血	03100
糖尿病	04100
血管性及び詳細不明の認知症	05100
髄膜炎	06100
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200
パーキンソン病	06300
アルツハイマー病	06400
眼及び付属器の疾患	07000
耳及び乳様突起の疾患	08000
高血圧性疾患	09100
心疾患（高血圧性を除く）	09200
脳血管疾患	09300
大動脈瘤及び解離	09400
インフルエンザ	10100
肺炎	10200
急性気管支炎	10300
慢性閉塞性肺疾患	10400
喘息	10500
誤嚥性肺炎	10601
間質性肺疾患	10602
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100
ヘルニア及び腸閉塞	11200
肝疾患	11300
皮膚及び皮下組織の疾患	12000
筋骨格系及び結合組織の疾患	13000
糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	14100
腎不全	14200
妊娠、分娩及び産じょく	15000
周産期に発生した病態	16000
先天奇形、変形及び染色体異常	17000
老衰	18100
乳幼児突然死症候群	18200
不慮の事故	20100
自殺	20200
他殺	20300
新型コロナウイルス感染症	22201

乳児死因順位に用いる分類項目（現行）28項目

分類名	乳児死因簡単分類コード
腸管感染症	Ba01
敗血症	Ba02
麻疹	Ba03
ウイルス性肝炎	Ba04
悪性新生物＜腫瘍＞	Ba06
その他の新生物＜腫瘍＞	Ba09
栄養失調（症）及びその他の栄養欠乏症	Ba10
代謝障害	Ba11
髄膜炎	Ba12
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	Ba13
脳性麻痺	Ba14
心疾患（高血圧性を除く）	Ba15
脳血管疾患	Ba16
インフルエンザ	Ba17
肺炎	Ba18
喘息	Ba19
ヘルニア及び腸閉塞	Ba20
肝疾患	Ba21
腎不全	Ba22
妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	Ba24
出産外傷	Ba25
周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	Ba26～Ba30
周産期に特異的な感染症	Ba31～Ba32
胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	Ba33
先天奇形、変形及び染色体異常	Ba35
乳幼児突然死症候群	Ba44
不慮の事故	Ba46
他殺	Ba55

(ア) 『死因順位に用いる項目』について

『死因順位に用いる分類項目』については、現行を参考に分類項目を選択すること、また、総務省告示の統計基準である《死因分類表》の変更により厳密な比較が困難な場合でも、『死因簡単分類表』の分類項目に類似するものがある場合には、それを選択することが適切か検討する。なお、ICD-11に新設された章などの大きな変更があった箇所については項目を追加することを検討する。

(イ) 『乳児死因順位に用いる項目』について

『乳児死因順位に用いる分類項目』については、現行を参考に『乳児死因簡単分類表』の分類項目から選択すること、また、総務省告示の統計基準である《死因分類表》の変更により厳密な比較が困難な場合でも、『乳児死因簡単分類表』の分類項目に類似するものがある場合には、それを選択することが適切か検討する。

② 検討結果

(ア) 『死因順位に用いる項目』について

『死因順位に用いる分類項目』については、現行を参考に分類項目を選択することが適当である。また、新規の章である「免疫系の疾患」及び「睡眠・覚醒障害群」の分類を追加する。さらに、現行では「悪性新生物」又は「その他の新生物」に含まれていたが、ICD-11になって悪性新生物から独立した項目となった「脳又は中枢神経系の新生物」、「骨髄系新生物」、「リンパ系新生物」の分類を追加する。

◎ 以上の結果、『死因順位に用いる分類項目』については、以下のとおりとする。

死因順位に用いる分類項目（現行）43項目

分類名	死因簡単分類コード
腸管感染症	01100
結核	01200
敗血症	01300
ウイルス性肝炎	01400
ヒト免疫不全ウイルス【HIV】病	01500
悪性新生物＜腫瘍＞	02100
その他の新生物＜腫瘍＞	02200
貧血	03100
糖尿病	04100
血管性及び詳細不明の認知症	05100
髄膜炎	06100
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200
バーキンソン病	06300
アルツハイマー病	06400
眼及び付属器の疾患	07000
耳及び乳様突起の疾患	08000
高血圧性疾患	09100
心疾患（高血圧性を除く）	09200
脳血管疾患	09300
大動脈瘤及び解離	09400
インフルエンザ	10100
肺炎	10200
急性気管支炎	10300
慢性閉塞性肺疾患	10400
喘息	10500
誤嚥性肺炎	10601
間質性肺疾患	10602
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100
ヘルニア及び腸閉塞	11200
肝疾患	11300
皮膚及び皮下組織の疾患	12000
筋骨格系及び結合組織の疾患	13000
糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	14100
腎不全	14200
妊娠、分娩及び産じょく	15000
周産期に発生した病態	16000
先天奇形、変形及び染色体異常	17000
老衰	18100
乳幼児突然死症候群	18200
不慮の事故	20100
自殺	20200
他殺	20300
新型コロナウイルス感染症	22201

死因順位に用いる分類項目（案）46項目

分類名	死因簡単分類コード
腸管感染症	01_1000
結核	01_2000
ヒト免疫不全ウイルス【HIV】病	01_3000
インフルエンザ	01_4000
ウイルス性肝炎	01_5000
敗血症	01_6000
脳又は中枢神経系の新生物	02_1000
骨髄系新生物	02_2000
リンパ系新生物	02_3000
悪性新生物	02_5000
その他の新生物	02_6000
貧血	03_1000
免疫系の疾患	04_0000
糖尿病	05_1000
原因は不明又は特定不能の認知症又は特定不能の神経認知障害	06_2000
睡眠・覚醒障害群	07_0000
バーキンソン病	08_1000
アルツハイマー病	08_2000
脳血管疾患	08_4000
運動ニューロン疾患又は関連疾患	08_5000
視覚系の疾患	09_0000
耳又は乳様突起の疾患	10_0000
高血圧性疾患（高血圧性心疾患を除く）	11_1000
心疾患	11_2000
大動脈瘤又は大動脈解離	11_3000
慢性閉塞性肺疾患	12_1000
喘息	12_2000
肺炎	12_3000
誤嚥性肺炎	12_4000
主に肺間質に影響する呼吸器疾患	12_5000
胃又は十二指腸の潰瘍	13_1000
ヘルニア又は腸閉塞	13_2000
肝疾患	13_3000
皮膚の疾患	14_0000
筋骨格系又は結合組織の疾患	15_0000
糸球体疾患又は腎尿細管間質性疾患	16_1000
腎不全	16_2000
妊娠、分娩又は産褥	18_0000
周産期に発生した特定の状態	19_0000
発生異常	20_0000
老衰	21_1000
乳幼児突然死症候群	21_2000
不慮の事故	23_1000
自殺	23_2000
他殺	23_3000
新型コロナウイルス感染症	25_1000

(イ) 『乳児死因順位に用いる項目』について

『乳児死因順位に用いる分類項目』については、現行を参考に『乳児死因簡単分類表』の分類項目から選択することが適当である。また、総務省告示の統計基準である《死因分類表》の変更により厳密な比較が困難な場合でも、『乳児死因簡単分類表』の分類項目に類似するものがある場合には、それを選択することが適当である。

◎ 以上の結果、『乳児死因順位に用いる分類項目』については、以下のとおりとする。

乳児死因順位に用いる分類項目（現行）28項目

分類名	乳児死因簡単分類コード
腸管感染症	Ba01
敗血症	Ba02
麻疹	Ba03
ウイルス性肝炎	Ba04
悪性新生物＜腫瘍＞	Ba06
その他の新生物＜腫瘍＞	Ba09
栄養失調（症）及びその他の栄養欠乏症	Ba10
代謝障害	Ba11
髄膜炎	Ba12
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	Ba13
脳性麻痺	Ba14
心疾患（高血圧性を除く）	Ba15
脳血管疾患	Ba16
インフルエンザ	Ba17
肺炎	Ba18
喘息	Ba19
ヘルニア及び腸閉塞	Ba20
肝疾患	Ba21
腎不全	Ba22
妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	Ba24
出産外傷	Ba25
周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	Ba26～Ba30
周産期に特異的な感染症	Ba31～Ba32
胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	Ba33
先天奇形、変形及び染色体異常	Ba35
乳幼児突然死症候群	Ba44
不慮の事故	Ba46
他殺	Ba55

乳児死因順位に用いる分類項目（案）27項目

分類名	乳児死因簡単分類コード
腸管感染症	B01_10
インフルエンザ	B01_20
ウイルス性肝炎	B01_30
麻疹	B01_40
敗血症	B01_50
悪性新生物	B02_10
その他の新生物	B02_20
低栄養	B05_10
代謝障害	B05_20
脳血管疾患	B08_10
運動ニューロン疾患又は関連疾患	B08_20
脳性麻痺	B08_30
心疾患	B11_10
喘息	B12_10
肺炎	B12_20
ヘルニア又は腸閉塞	B13_10
肝疾患	B13_20
腎不全	B16_10
胎児発育遅延又は胎児栄養不良又は在胎期間短縮又は低出生体重に関連する新生児の障害	B19_11
分娩時損傷	B19_12
胎児又は新生児の感染症	B19_13～B19_14
周産期又は新生児期に特異的な呼吸器障害又は心血管障害	B19_15～B19_19
胎児又は新生児の出血性又は血液学的障害	B19_1A
発生異常	B20_10
乳幼児突然死症候群	B21_10
不慮の事故	B23_10
他殺	B23_20

(9) 『感染症分類表』について

① 検討の方向性

※第2回ワーキンググループにて検討予定

② 検討結果

※第2回ワーキンググループにて検討予定

III-2 ブリッジコーディングについて

【課題】

(1) ブリッジコーディングについて

① 検討の方向性

(ア) ブリッジコーディングの対象

※第2回ワーキンググループにて検討予定

(イ) ブリッジコーディングの技法

※第2回ワーキンググループにて検討予定

② 検討結果

(ア) ブリッジコーディングの対象

※第2回ワーキンググループにて検討予定

(イ) ブリッジコーディングの技法

※第2回ワーキンググループにて検討予定

IV おわりに －今後の進め方－

本中間まとめは、令和7（2025）年10月22日に開催した第1回ワーキンググループで検討した、人口動態統計で用いる各種死因分類表に係る方針及び各種死因分類表の内容の検討結果を取りまとめたものである。

今後、第2回ワーキンググループ以降の検討結果及び令和8（2026）年1月19日に告示された「統計法第28条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類を定める件（令和8年総務省告示第11号）」の内容を踏まえ、令和8（2026）年度に最終報告書として取りまとめる予定である。

V 参考資料

(参考1) 人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループについて

令和7年9月4日

厚生労働統計の整備に関する検討会座長決定

人口動態統計における死因分類の表章等に関する検討を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループを置く。

1. 本ワーキンググループの構成員は以下のとおりとする。

石井 太 (慶應義塾大学経済学部教授)

大久保 一郎 (茅ヶ崎市保健所長)

田宮 菜奈子 (筑波大学医学医療系教授)

樋田 勉 (獨協大学経済学部教授)

別府 志海 (国立社会保障・人口問題研究所情報調査分析部第二室長)

なお、主査は、必要があると認めるときは、検討会の構成員等に意見を聞くことができる。

2. 本ワーキンググループは令和8年9月までに検討を行い、検討結果を検討会に報告する。

3. 本ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、主査は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができます。

4. 本ワーキンググループの資料は、原則として公表する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができます。

5. 本ワーキンググループは、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。

6. 本ワーキンググループの庶務は、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。

(参考2) 本ワーキンググループの開催実績

第1回 令和7(2025)年10月22日(水)16時00分～18時00分

議題

1. 人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループの検討内容及び今後の進め方について
2. 人口動態統計で用いる各種死因分類表(案)について
3. その他